

新居浜市地域防災計画（案）の修正概要について

1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項に基づき、市長が会長を務める新居浜市防災会議において作成が義務付けられており、新居浜市の地域に係る国及び県の機関、公共機関等の防災対策上処理すべき事務又は業務について広く定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものである。

2 計画修正の経緯

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震と津波により未曾有の被害が発生した。

国においては災害対策基本法等の改正を踏まえ、防災基本計画の修正が行われた。また、愛媛県においても県地域防災計画の修正や県独自の地震被害想定調査を実施しており、これらを踏まえて新居浜市地域防災計画を修正するものである。

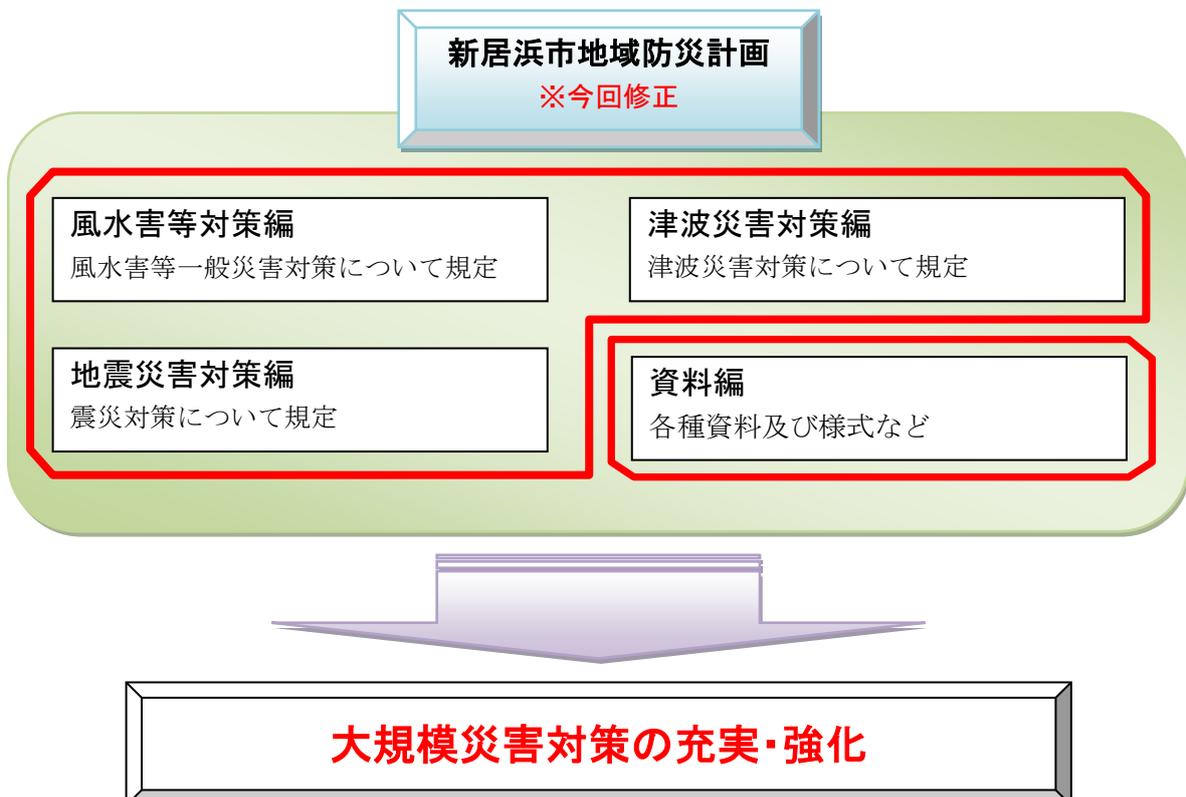
3 計画修正の概要

(1) 災害対策基本法の改正内容、国防災基本計画及び県地域防災計画の修正内容の反映

- ア 災害対策基本法の改正内容の反映
- イ 防災基本計画及び愛媛県地域防災計画の修正事項の反映
- ウ 愛媛県地震被害想定調査報告の反映など

(2) 新居浜市防災対策の反映

避難勧告等の判断基準の変更内容の反映など



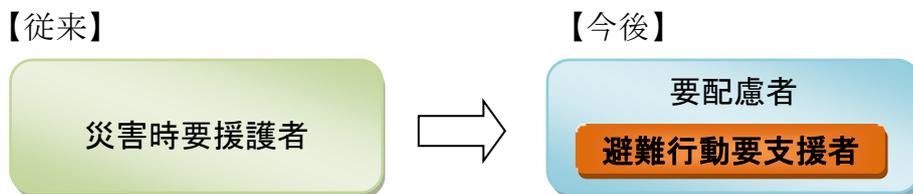
4 用語の見直し

(1) 「要配慮者」と「避難行動要支援者」

従来の「災害時要援護者」という名称について、災害対策基本法の改正と国の方針を踏まえて、「要配慮者」と「避難行動要支援者」という名称に整理し、定義を改めた。

【要配慮者】 ……………高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者

【避難行動要支援者】 ……要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

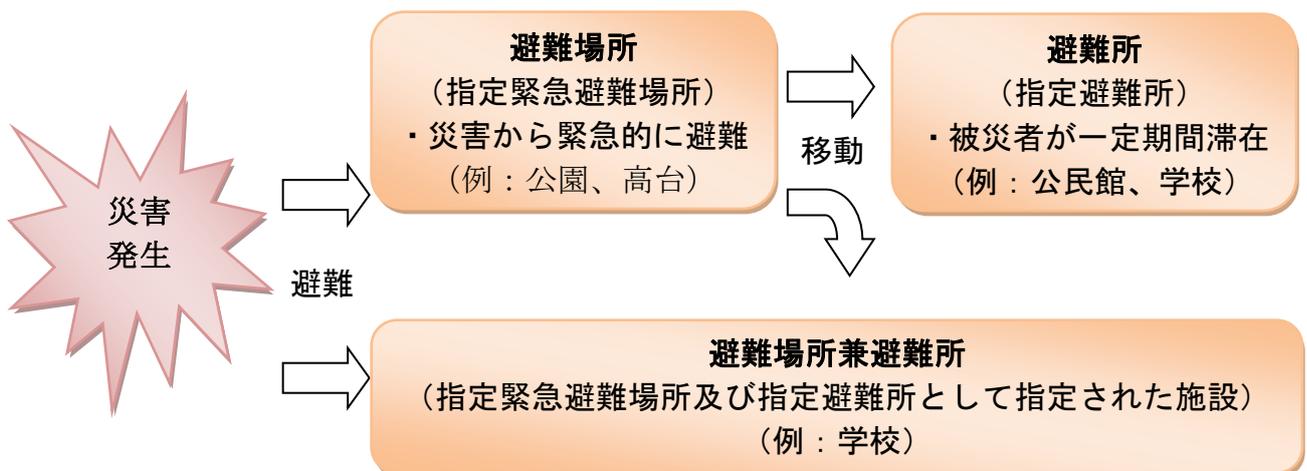


(2) 「避難場所」と「避難所」

従来、明確に区別されていなかった「避難場所」と「避難所」という名称について、災害対策基本法の改正により、概念と用語の整理を行った。

【避難場所】 ……………災害から一時的、緊急的に避難するための場所

【避難所】 ……………被災者等が一定期間滞在するための施設



5 計画の主要修正事項

今回の地域防災計画の主要な修正事項は以下のとおりである。

○…3編の共通する事項、●…個別の編に特化した事項

(1) 総論

[地震被害想定]

●**愛媛県地震被害想定調査結果を反映** <地震・津波>

地震・津波：P15、6

(2) 災害予防対策

[自主防災組織の活動]

○**新居浜防災士ネットワークによる地域防災力の強化及び底上げ**

・各防災士間の連携や防災対策等についての協議、自主防災組織の一層の促進による地域防災力の強化及び底上げを図る。

風水害：P30、2(2)ア

○**地区防災計画の作成**

・地区内の住民等は、自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を市に提案

風水害：P34、7(1)

・市は、必要に応じて、地区防災計画を地域防災計画に規定

●**浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の管理者による自主水防活動** <風水害>

風水害：P34、6(2)イ

[地震災害予防対策]

●**天井の脱落防止** <地震>

・脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井の脱落による事故防止及び安全対策等の指導

地震：P33、4(4)

[避難対策]

○**指定緊急避難場所及び指定避難所の指定**

・災害の危険が切迫した緊急時に一時的に避難する場所（指定緊急避難場所）と被災者が避難生活を送るための施設（指定避難所）を区分してあらかじめ指定

風水害：P51、1

○**学校を避難所として指定する際の教育活動への配慮**

風水害：P51、1(2)

●**広域避難者の受入体制の整備** <風水害>

・原子力災害等の大規模な災害が発生した場合、市は、県内市町又は都道府県域を超える被災者の広域避難の受け入れに係る体制を整備

風水害：P55、10

・「愛媛県広域避難計画」に基づき、原子力災害時における広域避難体制の整備

○**避難勧告等の判断基準**

・土砂災害、浸水、高潮、津波に対する避難基準の見直し

風水害：P55、10

[保健衛生活動体制の整備]

○**保健師等の派遣・受入体制の整備**

風水害：P63、2

○**災害時保健衛生活動マニュアルの整備**

風水害：P63、2

[医療救護対策]

○**災害医療コーディネータ制度**

・県は災害（基幹）拠点病院等に「災害医療コーディネータ」を設置

風水害：P58、2

〔要配慮者の支援対策〕

○避難行動要支援者名簿の作成

風水害：P 64、1

- ・ 平時より避難行動要支援者の情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成
- ・ 避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援体制を整備促進

〔災害復旧・復興への備え〕

○各種データの整備保全

風水害：P 81、8

- ・ 災害に強い各種情報システムの整備やデータバックアップの実施

○り災証明書の発行体制の整備

風水害：P 84、5

- ・ 住家被害調査担当者の育成や応援協定の締結等、り災証明書交付体制を整備

(3) 災害応急対策

〔広報活動〕

○住民等の問い合わせに対する、被災者安否情報の提供

風水害：P 111、1 (9)

〔避難活動〕

○屋内での待避等の安全確保措置の指示

風水害：P 120、1 (1)

○公共情報コモンズによる災害関連情報の提供

風水害：P 122、1 (5)

〔避難所の設置及び避難生活〕

○避難所運営上の配慮及び協力

風水害：P 124、4

- ・ 要配慮者への配慮、避難所における生活環境への配慮

○広域避難の要請又は受け入れ

風水害：P 127、6

- ・ 県内市町間、都道府県域を超える広域避難の要請又は受け入れ
- ・ 原子力災害時には、「愛媛県広域避難計画」に基づく広域避難の受け入れ

〔緊急交通路確保〕

○緊急通行車両の通行を確保するための道路管理者による放置車両等の移動等の実施

風水害：P 136、1 (5) ウ

〔医療救護活動〕

○災害医療コーディネータ制度を加えた医療救護活動

風水害：P 162、4

〔保健衛生活動〕

○災害時保健衛生活動マニュアルに基づく保健衛生活動の実施

風水害：P 170、1

○保健師等の派遣要請

風水害：P 170、2

〔応急住宅対策〕

○応急仮設住宅について、学校敷地を建設用地とする場合の学校教育活動への配慮

風水害：P 178、3

〔要配慮者に対する支援活動〕

○発災時において、同意の有無に関わらず避難行動要支援者名簿を活用し、必要な避難支援や迅速な安否確認等を実施

風水害：P 181、1

(4) 災害復旧・復興対策

[災害復旧対策]

●災害廃棄物の処理 <地震・津波>

地震P118、2(2)・津波：P98、2(2)

- ・地震、津波災害の被災地においては、損壊家屋等大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷の少ない処分方法を検討

[被災者の生活再建支援]

風水害：P226、4(2)イ

○住家等の被害調査を実施し、遅滞なく「り災証明書」を発行

○総合的、効率的な被災者支援実施のため、被災者台帳を作成

○被災者支援の総合相談窓口の設置

風水害：P226、4(2)ウ

風水害：P229、6(2)イ

(5) 南海トラフ地震防災対策<地震のみ>

[南海トラフ地震防災対策推進計画]

●南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

地震P127

- ・法第3条1項の規定に基づき、平成26年3月31日内閣府告示第21号により、愛媛県は全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。
- ・指定に伴い、「推進計画」として、南海トラフ防災対策について、地域防災計画に定めるよう努めることとされた。
- ・地震災害対策編第5章を推進計画として、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市内における地震防災対策の推進を目的とする。